

## 第1条（事業の目的）

この規程は株式会社プログレスが設置運営するふれあいステーション愛（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指定地域密着型通所介護の提供にあたる従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、利用者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう適正な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

## 第2条（運営の方針）

指定地域密着型通所介護事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

二 利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定地域密着型通所介護サービスを、公正に行う。

三 指定地域密着型通所介護においては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

四 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

五 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

六 事業所は、指定地域密着型通所介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

七 指定地域密着型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等へ情報の提供を行う。

## 第3条（事業の運営）

指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

## 第4条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名称 ふれあいステーション愛

二 所在地 鹿児島県鹿児島市吉野2丁目13番13号

## 第5条（従業者の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 常勤 看護職と兼務

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている地域密着型通所介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。管理者は、専らその職務に従事しなければならないが、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事することができる。

(2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及び家族からの相談に対する援助、利用申し込みに係る調整、他の従業者に対する助言及び技術指導、居宅介護支援事業所との連携・調整を行い、また他の従業者と協力して地域密着型通所介護計画の作成等を行う。

(2) 介護職員 1名以上

介護職員は、指定地域密着型通所介護計画に基づき、必要な日常生活の世話及び介護、機能訓練を行う。

(3) 看護職員 1名以上

看護職員は利用者の健康状態の確認、服薬管理、病状が急変した際の救急措置などの看護業務を通じて利用者の日常生活支援を行う。

(4) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、訓練指導及び助言を行う。

## 第6条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、8月14、15日、12月30日から1月3日をのぞく。
- 二 営業時間 通常午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 サービス提供時間 通常午前9時30分から午後3時30分までとする。

## 第7条（利用定員）

事業所の利用定員は、15名とする。1単位15名

## 第8条（指定地域密着型通所介護の内容）

指定地域密着型通所介護の内容は次のとおりとする。

- 一 基本事業サービス
  - 1) 生活指導（相談・援助等） レクリエーション
  - 2) 健康チェック
  - 3) 日常生活動作訓練（機能回復訓練）
  - 4) 養護
- 二 通所事業サービス
  - 1) 送迎サービス
  - 2) 入浴サービス
  - 3) 給食サービス

## 第9条（利用料その他の費用の額）

- 一 事業所が提供する指定地域密着型通所介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通

所介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。  
但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- 1) 食材料費 450円
  - 2) 作業レクリエーション材料費 実費
  - 3) おむつ代 実費
  - 4) 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合でも、別途の送迎費は徴収しない。
  - 5) 前各号に掲げるものの他、指定地域密着型通所介護の中で提供されるサービスのうち日常生活において通常必要な費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用
- 二 前項の費用を伴うサービスを提供する際には、当該サービスの内容及び費用を説明した上で利用者又は家族の同意を得る。併せてその支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。

#### 第10条 (通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、鹿児島市(喜入、松元、桜島を除く)とする。

#### 第11条 (衛生管理等)

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

二 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

#### 第12条 (サービス利用に当たっての留意事項)

利用者は指定地域密着型通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

#### 第13条 (緊急時における対応方法)

指定地域密着型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

二 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

三 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。

四 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### 第14条 (非常災害対策)

一 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 二 管理者は、防火責任者を選任する。
- 三 防火責任者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 四 防火責任者は、火災、風水害、地震、桜島噴火を想定に関する具体的計画を立てるものとし、毎年2回以上防火教育及び基礎訓練、利用者を含めた総合訓練及び救出その他必要な訓練を行う。
- 五 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

#### 第15条（虐待防止に関する事項）

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 二 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### 第16条（地域との連携等）

指定地域密着型通所介護事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 二 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 三 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

#### 第17条（地域密着型通所介護計画の作成等）

指定地域密着型通所介護を提供する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を把握し、個別に地域密着型通所介護計画を作成するものとする。また、すでに居宅介護サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画を作成するものとする。

- 二 地域密着型通所介護計画の作成、変更の際には、利用者または家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得るものとする。
- 三 利用者に対し、地域密着型通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

#### 第18条（個人情報の保護）

事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切

な取り扱いに努めるものとする。

二 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

#### 第19条（秘密保持）

- 一 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないものとする。
- 二 事業者は、当該事業所の従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。
- 三 削除

#### 第20条（苦情処理）

- 事業者は提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受けつけるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。
- 二 事業者は苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
  - 三 市町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、市町村及び国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
  - 四 市町村及び国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村及び国民健康保険団体連合会に報告する。

#### 第21条（事故発生時の対応）

- 事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 二 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
  - 三 事業者は利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

#### 第22条（記録の整備）

事業者は従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 二 事業者は利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
  - 1) 地域密着型通所介護計画
  - 2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - 3) 市町村への通知に係る記録
  - 4) 苦情の内容等の記録
  - 5) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

#### 第23条（業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継

続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

二 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

三 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### 第24条(その他運営に関する重要事項)

事業所は、全ての地域密着型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

2) 継続研修 年2回

二 事業所は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

三 妥当適切な指定地域密着型通所介護を提供するために、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

四 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社プログレスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則	この規程は、指定日から施行する。
	この規程は、平成23年 1月 28日 から施行する。
	この規程は、平成26年 9月 19日 から施行する。
	この規程は、平成26年 11月 17日 から施行する。
	この規程は、平成27年 2月 2日 から施行する。
	この規程は、平成28年 4月 1日 から施行する。
	この規程は、平成30年 4月 1日 から施行する。
	この規程は、令和 1年 9月 11日 から施行する。
	この規程は、令和 3年 3月 20日 から施行する。
	この規程は、令和 3年 9月 1日 から施行する。